

支店の臨時休業（窓口営業時間変更）に関する公告

株式会社七十七銀行は、新型コロナウイルスの感染拡大状況等を踏まえ、金融仲介機能の維持と感染拡大防止の両立を図る観点から、下記のとおり一部営業店を臨時休業（窓口営業時間変更）いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 対象営業店
東京支店、日本橋支店、名古屋支店、大阪支店、札幌支店
2. 窓口営業時間変更日（開始日）
2021年1月12日（火）

3. 変更内容

	変更前	変更後
窓口 営業時間	平 日 9 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	平 日 9 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0 1 2 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0 (休業時間11:30~12:30)

※ 各支店内に設置しているATMの営業時間は変更ございません。

4. その他
通常営業再開時には、あらためてご案内いたします。

以 上

2021年1月4日
仙台市青葉区中央三丁目3番20号
株式会社七十七銀行
取締役頭取 小林 英文